

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年11月24日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

横浜市風力発電所の単独運転装置等故障機器の交換

2 履行場所

横浜市風力発電所(神奈川区鈴繁町8-1)

3 契約日

令和2年10月30日

4 履行日又は履行期間

令和2年10月19日～令和2年12月25日

5 契約金額

¥2,321,000.- (内 地方消費税等相当額 ¥211,000.-)

6 契約の相手方(名称及び所在)

日新電機株式会社 横浜営業所 所長 長壁 長武
横浜市中区相生町一丁目3番地 モアグラウンド関内ビル3階

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜市風力発電所の単独運転装置が故障し、風車が電源喪失及び制御不能となりました。電源喪失状態の風車は倒壊もしくは破損、その他第三者への危害を与える恐れがあったため、早急に原因の特定を行い制御可能状態にする必要があるため調査し、故障の見つかった機器を交換する必要があります。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市風力発電所の単独運転装置は日新電機株式会社が独自に開発・製造したもので、監視制御に関する高度な技術が系統的に用いられています。また、他社製品等の互換性がなく交換を実施するためには、機器の性能や仕様を十分に把握した専門技術者でないと完璧に履行することは不可能です。

日新電機株式会社は同社が開発・製造した機器の保守点検業務を行うための技術及び専門技術者を有している唯一の事業者です。

また早急な対処が必要かつ対処可能だったため相手方として選定しました。

9 所管課

環境創造局環境エネルギー課